

27林政経第247号  
平成27年11月20日

青森県、岩手県、宮城県  
秋田県、山形県、福島県  
茨城県、栃木県、群馬県  
埼玉県、千葉県、東京都  
神奈川県、新潟県、山梨県  
長野県、静岡県

特用林産担当部長 殿

林野庁林政部経営課長

#### 野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について

平素から関係都県におかれましては、安全な特用林産物の供給に当たり、食品中の放射性物質の検査の実施、出荷管理及び生産者等への指導等特段のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

野生のきのこ類等に係る出荷制限解除に当たっては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に基づく検査等を実施する必要がありますが、その具体的運用の基本となる考え方について、学識経験者による検討やこれまでの解除事例等を踏まえ、別紙のとおり取りまとめましたので、これを参考として適切かつ円滑に検査等を実施するようお願いします。

なお、別紙については、現状の科学的知見や従来の一般的な解除事例等を前提として取りまとめたものであり、検査等の実施に当たっては、個々の解除案件に係る現地の状況を踏まえた検討が必要になることや、今後の状況に応じて別紙の内容を見直す場合があることを申し添えます。

## 野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用

野生のきのこ・山菜類等に係る出荷制限解除（以下「解除」という。）については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）において、管理の困難性を考慮して検体数を増加し、放射性物質の検査結果が安定して基準値を下回ることが確認できるよう検査すること等が定められている。

この考え方に基づく検査等については、具体的には次の方法によることを基本とし、個々の解除案件に係る現地の状況も十分踏まえつつ、適切かつ円滑な実施を図るものとする。

## 1 検査方法

## (1) モニタリング検査

モニタリング検査は、解除を目指す品目（野生のきのこ類の場合は種類毎とする。以下「対象品目」という。）の放射性物質濃度について、安定して低水準（基準値の概ね2分の1以下）であること、及び低下傾向にあることを確認するため、次の方法により実施するものとする。

## ア 検体の採取場所

対象品目の生育環境、過去の採取場所（採取者からの聞き取り情報を含む。）を踏まえて生育地を特定し、原則として、市町村毎に5箇所以上、次のような場所を優先して検体の採取場所を選定する。

- ① 過去に基準値を超える野生のきのこ類等が採取された場所
- ② 過去に基準値の2分の1を超える野生のきのこ類等が採取された場所
- ③ 航空機モニタリング等の空間線量率が高い場所
- ④ 地表面水や地下水が集まりやすい場所

## イ 検査期間

当面3年間、アの採取場所において観測を実施する。

## ウ 分析方法

原則として、ゲルマニウム（Ge）半導体検出器により対象品目の放射性セシウム濃度を測定する。

## (2) 詳細検査

詳細検査は、(1)のモニタリング検査の結果から、放射性物質濃度が安定して低水準（基準値の概ね2分の1以下）であること、及び低下傾向にあることを確認できる場合に、より詳細に解除予定区域全体の面的な安全性を確認するため、次の方法により実施するものとする。

なお、2年目までのモニタリング検査の結果、良好な値が示された場合には、

3年目に併行して詳細検査を実施できるものとする。

詳細検査の着手に当たっては、検査の適切かつ円滑な実施を図るため、モニタリング検査の結果や詳細検査の具体的方法について林野庁に連絡し、所要の調整を図るものとする。

#### ア 検体の採取場所

市町村等解除予定区域の全域にわたる生育地から満遍なく採取する。

なお、経年変化をみるため、(1)アの採取場所を含めることとする。

#### イ 検体数

統計学的な分析（95%の信頼水準で95パーセンタイル値を求める）を行うために必要な60検体を目標とする（モニタリング検査及び詳細検査の合計で可）。

現地の状況から60検体を確保することが困難な場合、林野庁に相談の上、次の方法を基本として、データのバラツキ度合いから基準値を超過する確率が低いことを推定する。

- ① 検査結果から、データ分布の正規性（対数正規分布）を確認（ヒストグラムを作成し、ピークが1つの山型分布かどうかを確認）し、検体数、95パーセンタイル値及び標準偏差から、データ分布の95パーセンタイル値が95%以上の確率で100Bq/kgを超過しないことを推定する。
- ② データ分布の正規性が確認できない場合には、専門家の助言を得た上で、ノンパラメトリックブートストラップ法を活用することもあり得る。

#### ウ 検査期間

単年度とする。なお、検査の結果、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に示された解除の条件（IVの3）を満たすと判断できない場合は、検査結果の内容に応じて補完的な検査を継続する。

#### エ 分析方法

原則として、ゲルマニウム（Ge）半導体検出器により対象品目の放射性セシウム濃度を測定する。

### (3) データ収集・整理上の留意事項

データの収集・整理に当たっては、以上のほか次の点に留意するものとする。

- ① 検体数が少ない場合、補完データとして、空間線量率、土壌の放射性物質濃度、その他の参考となる検査結果（既存・新規）も整理
- ② 野生のきのこ類は種類毎に解除できるため、放射性物質濃度が低下傾向にあることの確認は、基準値を超過した対象品目に係る出荷制限を解除しようとする場合に実施
- ③ 検体を採取する区域は、地形・林相等の生育条件や空間線量率、集荷実態等から一体性が認められる場合には、林野庁に相談の上、複数市町村を一区域として扱うことも検討
- ④ 既存のNaIシンチレーション検出器による検査結果が活用できると考えら

れる場合には、そのデータも整理

- ⑤ セシウム134及びセシウム137の検出限界値はそれぞれ10Bq/kg以下
- ⑥ 対象品目の採取場所は、カメラで撮影し位置を特定

## 2 出荷管理

解除後も安全性を確保するためには、県と市町村が連携して適切に出荷管理を行うことが重要であり、具体的には以下の点に留意するものとする。

### (1) 検査計画の策定

対象品目の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。

過去の検査で50Bq/kgを超えた場所、過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

出荷期間中は、原則として、週1検体の定期検査を実施する。

### (2) 出荷・販売計画の策定

県は市町村等と連携し、採取・出荷者、採取地、出荷先などを記録した台帳を整備する。

販売単位毎に、採取地、採取日、採取・出荷者名などを表示する。

(以上)